

平成30年塩尻市議会12月定例会

福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年12月20日(木) 午前10時23分

○場 所 第一委員会室

○審査事項

議案第12号 和解について

議案第13号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)

○出席委員

委員長	横沢 英一 君	副委員長	永田 公由 君
委員	金田 興一 君	委員	中原 巳年男 君
委員	山口 恵子 君	委員	赤羽 誠治 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議事調査係長 小澤 真由美 君

午前10時23分 開会

○委員長 ただいま12月定例会福祉教育委員会を開会をいたします。本日の委員会は委員全員が出席しております。それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○教育長 おはようございます。忙しい議事日程の中で、福祉教育委員会開催いただき、ありがとうございます。今回は追加議案の議案第12号、13号、よろしく御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長 それでは本日の日程を申し上げます。本委員会に付託されました議案は別紙委員会付託案件表のとおりであります。ただいまから議案の審査を行います。

議案第12号 和解について

○委員長 それでは、議案第12号和解についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第12号和解について御説明をいたします。議案関係資料は12ページ、13ページとなりますのでお開きください。また、本案件の経過等を説明するための資料を用意しましたので、配付させていただきます。いいでしょうか。

○委員長 はい。

○福祉課長 それでは、議案関係資料12ページをご覧ください。議案第12号和解について、1、提案理由、この和解案件は2の概要(1)事件名、東京高等裁判所平成30年(ネ)第2986号損害賠償請求控訴事件、現在、東京高等裁判所において、第二審の裁判を行っております。障害者福祉施設における損害賠償請求訴訟の事件であります。提案理由はこの案件を和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要の(2)当事者でございます。ア、控訴人、塩尻市内在住女性、イ、被控訴人、塩尻市代表者塩尻市市長小口利幸、社会福祉法人アンサンブル会代表者理事長小椋年男、アンサンブル会は障害者福祉施設の運営団体でございます。小椋氏はこの団体の理事をしている個人として被控訴人となっております。関島将氏は同施設の元職員となります。(3)事件の概要、控訴人が障害者福祉施設に入所していた際、当時の同施設の職員から障害者虐待を受けたとして、平成28年1月26日に同施設を運営する法人及び同施設の元職員、法人等と言います、法人等、理事長、市を相手に長野地方裁判所松本支部に提訴しました。当該提出の中で、控訴人は市に対して、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第19条に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止及び障害者の保護にかかわる措置を怠ったとして、損害賠償を求めました。

平成30年5月23日、第一審判決では、市が当該措置を怠ったとは認められないとして、市に対する損害賠償請求が棄却されたため、控訴人はこれを不服として、同年6月1日に東京高等裁判所に控訴したものであります。

(4)和解の経過につきましては、先ほど配付させていただきました資料にて御説明をいたしますので、資料のほうをごらんください。

障害者福祉施設における損害賠償請求訴訟について、1、訴訟の内容、訴訟の内容の前段は、今、議案関係資料の事件の概要の概略ですので、6行目からごらんください。原告側が控訴したものでございます。9月20日に第1回口頭弁論が行われましたが、終了後裁判官から職権による和解勧告があり、裁判官による個別の聴き取りにより、協議を重ねた結果、12月5日に裁判所から和解案が示されたものです。

2、第一審からの主な経過となります。30年1月25日、福祉教育委員会協議会報告、2月7日、議会全員協議会報告では、長野地方裁判所松本支部で行われていた第一審の裁判が法廷での陳述や証拠調べが集結され、結審となるに当たりまして、ここまでの裁判の経過について議会に報告いたしました。その後5月23日、第一審判決が言い渡され、市に対する原告の訴えは棄却されました。6月1日、原告がこの判決を不服として、東京高等裁判所へ控訴状を提出、6月22日、代理人の弁護士に控訴審の着手金を支払うため、6月定例会で補正予算を追加提案し、この際、福祉教育委員会で第一審判決内容等の説明をいたしました。

7月5日、第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達、9月20日、第1回口頭弁論が行われました。双方の代理人が出頭し、陳述を行った後、同日に結審となり、裁判官から職権による和解勧告がされ、10月17日に第1回目、11月21日に第2回目の和解協議が行われました。この和解協議は双方が合意して、解決す

るため裁判官が双方の言い分を確かめ、和解条項を文章にするという形で進められ、12月5日、裁判所から和解案が示されたものでございます。

3の控訴審における訴訟の当事者でございます。先ほど議案関係資料で申し上げました当事者と同じですが、この資料中において名前の読みかえがありますので、再度申し上げます。(1)控訴人、塩尻市内在住女性、以下、一審原告と申し上げます。(2)被控訴人、ア、社会福祉法人アンサンブル会及び同関島将、以下一審被告法人らと申し上げます。イ、理事小椋年男、以下、一審被告小椋と申し上げます。ウ、塩尻市、なお、一審原告が長野地方裁判所松本支部に訴状を提出した際、訴訟の記録について秘密保護のため、閲覧等の制限申し立てがあり、裁判所がこの申し立てを相当と認め、一審原告の名前、住所等の閲覧制限を決定しております。

添付してあります2枚目の資料をごらんください。事務連絡に記載してありますものが裁判所からの通知文でございます。

裏面をごらんください。こちらが裁判所の決定書面でございます。主文と書かれている下の2行目からになりますが、原告の氏名、郵便番号、住所、生年月日が記載されている部分について、閲覧もしくは謄写、その正本謄本もしくは抄本の交付、その複製の交付を請求することができるものを当事者に限っております。この決定は民事訴訟法第92条第1項に基づくものでございます。市としましては、この裁判所の決定を重視し、今回提出しました議案につきましても、控訴人の記載を塩尻市内在住女性とさせていただきます。

それでは資料に戻り、2ページ目をごらんください。それでは、ここで、4で第一審の判決の主な内容を申し上げます。第一審の判決では、(1)一審被告法人らは、一審原告に対し、連帯して慰謝料330万円(弁護士費用の30万円を含む)、及び、これに対する平成28年1月31日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。(2)塩尻市に対する損害賠償請求を棄却。(3)訴訟費用は一審原告が負担すること、ということで、塩尻市に対する請求は全て棄却されております。

5、塩尻市に対する主な控訴理由でございます。一審原告は、第一審判決で認定された慰謝料等が330万円だった点を不服とし、また一審被告小椋や塩尻市については、法的責任を認めるのが相当であるとして控訴いたしました。塩尻市に対する法的責任は、塩尻市がこの案件に対して行った事実確認の調査等、事務手続きに関し、「その裁量を逸脱濫用して障害者虐待防止法第19条に規定する調査権限等を行行使しなかったことは、国家賠償法1条の責任を負う。」というものでございました。

6の和解の要旨については、議案の第12号のとおりとなりますので、後ほど説明をさせていただきます、先に、7の今後の予定について説明させていただきます。

7、今後の予定。12月21日金曜日、あすになりますけれども、双方の代理人が東京高等裁判所に出頭することとなっております。今議会で和解することが議決された場合は、その場で和解に応じることとなっております。本市の代理人でございます。お一人目が山根伸右氏、お二人目が石曾根清晃氏でございます。なお、和解が成立し、この訴訟案件が解決した場合、塩尻市代理人に今裁判にかかわる弁護士報酬を次のとおり支払うこととなるため、補正予算により12月定例会に追加議案を提出いたしました。弁護士報酬として、お一人54万円でお二人分で108万円となっております。

それでは、和解の要旨を御説明いたします。和解の要旨につきましては、議案関係資料の市にかかわる部分のみ記載してあります。追加議案書には、その他の部分も記載してありますので、和解の要旨については、追加議

案書のほうをごらんいただきたいと思います。

追加議案書の後ろから2枚目でございます。1ページと書かれているところの4番、和解の要旨でございます。まず、(1)から(3)までにつきましては、和解のための解決金の支払いについて記載がされてございます。本件解決金は、社会法人アンサンブル会と元施設職員の関島将氏が、控訴人に対し、380万円を支払うこととされておりまして、(4)については、本市に関係するものですのでお読みいたします。市は、障害者虐待の防止や被害を受けた障害者を保護する立場にあることを受けとめ、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第16条に基づく通報を受けたときは、速やかに当該通報内容につき、虐待の有無やその内容に関する調査をして、監督是正等の権限を適切に行使し、障害者の福祉事業に関する施策の促進に努めるものとする、との内容が和解条項に記載される予定でございます。この内容は、障害者虐待防止法に基づく市の事務手続き内容でございます。市では、これまでも虐待通報があった際に行っている内容であります。引き続き法に基づく適切な事務処理を行っていくとともに、これまで以上に慎重に対応していくという趣旨で、和解条項に入れることを受け入れたものでございます。(5)は、控訴人は、その余の請求を放棄することについて記載されております。(6)及び(7)は、当事者間それぞれの間には、本件に対し、和解条項に定めるほか、他に債権債務のないことを相互に確認することが定められております。最後の(8)訴訟費用は、第一審及び第二審を通じ、各自の負担とすることとされ、市が控訴人に対して払う金銭は全くないということになります。説明は以上になります。よろしくお願ひします。

○**委員長** それでは、今、課長のほうから説明があったわけですが、委員の皆様から質問等ございますか。

○**副委員長** 弁護士費用は総額で幾ら。

○**福祉課長** この裁判により市が負担することとなりました費用は、代理人として委託した弁護士お二人に支払った分になりますが、裁判の着手金につきましては、第一審、第二審、合計いたしまして、お二人で64万8,000円となります。今議会で追加提案してあります補正予算の弁護士謝礼ということで108万円。以上、合計支払いが172万8,000円となります。

○**副委員長** それと、その一審の判決では、訴訟費用は原告が負担するとなっているんだけど、和解勧告では各自の負担となっています。これを、市側とすれば受け入れるということですか。

○**福祉課長** 第二審におきまして、訴訟費用は原告側の負担とされておりまして、訴訟費用につきましては、訴訟を起こす際にかかる手数料等の裁判費用になりますので、そちらについては原告側が持つということになっております。ですので、第一審におきまして、かかった私どもが委託した弁護士にかかわる費用は市で払わなければいけないという、一審も同様でございます。

○**副委員長** この訴訟費用ってのは、どのくらいかかるのか。

○**福祉課長** 申しわけないですが、そこまでは調べておりませんので、相手側が支払った金額ですので、裁判におきましては、訴訟をする側が全て持つ。

○**副委員長** 全て訴訟費用は出すということだね。

○**福祉課長** お支払いするので。

○**副委員長** それでは、市のほうは出さなくて。

○福祉課長 市のほうは訴えられた側なので。

○副委員長 それは費用は払わなくていいってということだね。

○福祉課長 はい。今回二審において和解をしても、それは払わないということになります。

○副委員長 わかりました。

○山口恵子委員 4、和解の要旨の(4)で、市の責務について、障害者虐待防止法や障害者の養護者に対する支援を、市が通報を受けたときにしなければならないという内容については理解ができます。その中でお聞きしたいのは、今回のケースを振り返ってみますと、お互いに交際をしていて、将来結婚を約束しているということを市が確認をしているので、そういった状況の場合にはどのように対応すればよかったのかなということが疑問なんですけれども、この点については、お聞きします。

○福祉課長 今回の和解協議の中では、(4)の文面については、市としましては、一般的な案件ということで載せてあります。ですので、一定の個人を特定しているものではなく、一般の事務処理として、そういう場合の虐待防止に関する事務処理について掲載しております。そういった一般な場合においてのお答えとしまして、そういう交際があってということになりますと、お互いに合意のもとで交際していて、このような状態になれば、市としましては虐待ではないという判断をいたします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第12号につきましては原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案12号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第13号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)

○委員長 それでは、議案第13号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。説明を求めます。

○教育総務課長 それでは、補正予算書の1ページをお願いしたいと思います。議案第13号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億4,930万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296億6,228万1,000円とするものでございます。まず初めに、歳出から御説明申し上げたいと思います。10ページ、11ページになります。

○福祉課長 それでは、歳出の説明をいたします。議案資料の10ページ、11ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費2目障害者福祉費でございます。説明欄の白丸、障害者福祉事務諸経費、弁護士謝礼108万円の補正でございます。この補正につきましては、先ほど議案第12号で説明しましたとおり、和解が成

立しました後、弁護士に支払う謝礼となっております。説明は以上です。

○**教育総務課長** それでは、教育費の説明に入ります前に、関連資料の説明をお願いしたいと思います。資料の配付をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○**委員長** はい。

○**教育総務課長** それでは、資料の説明をさせていただきます。小中学校への空調設備の導入についてでございますが、小中学校へのエアコン導入に関して、12月4日付で、国の「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」の内定通知があり、両小野中学校を含む市内全小中学校（15校）について採択されたことから、事業を前倒しして、来年度中の工事完了を目指すため、本12月定例会に関連する経費について、補正予算案を追加提案させていただき、御協議いただくものでございます。1ページ目の現状及び経過につきましては、ほとんどが9月定例会の福祉教育委員会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきたいと思います。

おめくりいただき、2ページをお願いいたします。導入計画としましては、保育園、児童館を先行して実施し、来年夏から使用開始を予定しており、小中学校につきましては、本年度中に事業計画策定のためCM、コンストラクション・マネジメント事業者による業務支援として、基礎調査、ガス式・電気式の比較検討、設計者への説明支援などの空調方式の比較検討や、スケジュール管理、設計内容確認、製品・労務等の市場調査などの実施設計段階の支援を行い、実施設計に着手し、来年度中に工事を完了させたいと考えております。小中学校、使用開始は、2020年の夏からとなります。

今回、追加提案させていただきました、両小野中学校を除く一般会計補正予算額につきましては、総額12億4,822万4,000円となります。内訳は、(1)事業計画策定委託料、こちらはCM事業者への業務支援委託ですが1,296万円、(2)小学校費が総額で7億9,121万8,000円、(3)中学校費が4億4,404万6,000円。こちらに対します財源でございますが、1つ目が冷房設備対応臨時交付税交付金、こちらは小中学校あわせて1億9,140万2,000円でございます。交付金の補助率につきましては3分の1でございますが、国の示す算定基準額がこちらのほうが低いことから、国の算定基準額が基礎となっております。なお、対象につきましては、普通教室及び特別教室への新設となりますので、職員室、事務室、校長室につきましては対象外となっております。また、起債につきましては、学校教育施設等整備事業債となっておりますが、こちらは小中学校あわせて9億1,600万円、残りが一般財源ということで、小中学校あわせて1億4,082万2,000円となります。なお、工事費につきましては、本来であれば実施設計後に計上させていただきところでございますが、国の補正予算事業であることや、実施設計が年度内に間に合わないことから、本定例会に関連経費として、一括して電気式エアコンを設置した場合の概算費用を計上させていただいております。また、CM事業者の業務支援内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、主に空調方式の比較検討と実施設計段階の支援となります。小中学校へのエアコン導入は大規模な事業となります。多額の費用が必要となってきます。また、エアコンには電気式とガス式があることから、空調方式の選択に当たっては、導入費用や維持費用等、総合的に比較検討する必要があります。加えて、全国の自治体が同時期に事業を実施することから、製品の確保や施工業者の人手不足が心配されているところでございます。なお、エアコン導入の円滑な事業推進のため、コスト、品質、工期等の技術的な検証をすることや、空調方式の選択に当たっては、トータルコスト、機器の需給状況や地域性などの総合的な評価を行うよう、国からも今回の臨時特例交付金の執行について、留意点として通知が出さ

れているところでございます。全国規模の市場調査や、学校ごとの空調方式の比較検討、基本設計や仕様書の作成等、市職員では対応がなかなか難しいと考えております。CM事業者の業務支援が不可欠であると考え、委託料について予算計上をさせていただいたものでございます。

次に、今後の予定につきましては、今定例会において、補正予算案を議決いただいた後、予定は12月中にCM業者との契約、業務支援を委託し、2月に実施設計を発注、3月に関連予算を翌年度へ繰り越しさせていただき、工事については来年度中の完了を目指し、7月には入札を行いたいと考えております。発注方法や工事期間等によっては、契約の既決が必要となることが予想されますので、市議会、臨時会の開会をお願いすることも考えられます。その際には、御理解、御協力をお願いいたします。

次に3ページでございますが、こちらは参考としまして、小中学校、保育園、児童館のエアコン設置予定教室等を記載させていただきましたので御確認ください。小中学校の特別教室につきましては、授業時数等を考慮し、使用頻度の高い理科室、音楽室、図書室への導入を考えております。

また、最終ページでございますが、エアコン導入スケジュールになります。上段の保育園及び児童館の導入につきましては、本定例会において補正予算案を議決いただいた後、来年2月に工事発注を行い、6月末の完了、7月からの使用開始を予定しております。中段の小中学校の導入スケジュールにつきましては、追加提案させていただきました補正予算案を議決いただいた後、CM業者による業務支援により、来年5月までに実施設計を行い、7月末に工事発注、来年度末の完了、2020年夏からの使用開始を予定しております。なお、下段は両小野中学校の導入スケジュールになりますので、参考までに御確認ください。

それでは、補正予算書に戻っていただきたいと思っております。予算書10ページ、11ページをお願いします。10款教育費2項小学校費1目学校管理費、説明欄白丸、小学校施設空調設備整備事業8億417万8,000円につきましては、小学校9校313室へのエアコン設置の関連費用となります。設計委託料2,470万円余、監理委託料1,240万円余、事業計画策定委託料1,290万円余、工事請負費が7億5,400万円余となります。次に、その下、3項中学校費1目学校管理費、白丸、中学校施設空調設備整備事業4億4,404万6,000円につきましては、両小野中学校を除く中学校5校119室へのエアコン設置関連経費となります。設計委託料1,440万円余、監理委託料680万円余、工事請負費4億2,270万円余となります。

続きまして、歳入をお願いしたいと思っております。8ページ、9ページをお願いいたします。10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、説明欄黒ボツ、普通交付税1億4,190万2,000円につきましては、一般財源として普通交付税の留保財源から今回の補正予算に充当する額となります。内訳は、民生費が108万円、教育費が1億4,082万2,000円となります。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費国庫補助金につきましては、説明欄黒ボツ、冷房設備対応臨時特例交付金、こちらは先ほど申し上げた1億1,140万2,000円でございます。それぞれ小学校が1億2,332万8,000円、中学校が6,807万4,000円となります。

次に、21款市債1項市債7目教育債につきましては、説明欄黒ボツ、学校教育施設等整備事業債、空調設備の関係になります。総額で9億1,600万円でございます。小学校債が5億8,980万円、中学校債が3億2,620万円となります。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 市内に、この工事のできる業者っていうのは、何者くらいありますか。

○教育総務課長 関係します業種でいきますと、管工事と電気工事とあるんですが、市の登録のA級業者で管が8者、それから電気が2者。

○副委員長 2者。

○教育総務課長 2者です。管の場合は、A級が全事業対応できますし、B級になりますと3,000万円以内となるんですが、管のB級業者が4者ございますので、A、Bあわせると12者。それから、電気工事につきましては、B級が2,000万円以内となりますが、こちらは5者ございますので、先ほど申し上げました2者と5者で7者となります。

○副委員長 それと、いわゆる実施設計、監理の場合は、これは普通の建築とか、そういう設計業者で間に合うわけですよね。

○教育総務課長 設計につきましては、市内の設計業者に委託をしたいと考えておまして、引き続き、そのまま工事監理のほうも行っていくようになるかと考えてます。

○副委員長 それは普通の設計業者でできるってことだね。

○教育総務課長 大丈夫です。

○副委員長 いい、続けて。それとCMを入れるっていう話なんだけど、これは、こういう言い方をしてはいけないんだけど、今、体育館等をお願いしている明豊さんを、随契約か何かをお願いしていくという予定ですか。

○教育総務課長 CM業者の選定につきましては、通常ですとプロポーザル方式等で行うことが望ましいと考えているんですけども、今回のエアコン導入につきましては、事業実施に関しての時間的な余裕がまずないこと、それから小中学校へのエアコン導入に関する業務支援の実績が実際にあるのかと、あと、先ほど申し上げられました新体育館建設に現在業務支援としてかかっておまして、信頼性も高く、市内のことを熟知しておりますので、明豊ファシリティークラス株式会社に随意契約という形で発注させていただけたらと考えております。

○委員長 ほかにはどうですか。

○山口恵子委員 導入計画、見ますと、保育園、児童館、また小中学校の工事計画がなされていますけれども、広陵中学校の対応についてお聞きしたいと思います。数年後に広陵中学校の生徒がふえることから、今の学校施設では対応できないということで、プレハブの改築工事も検討されている中で、普通教室をどうするのか、特別教室をどうするのか、その辺、全体的な広陵中学校の学校施設の問題もある中で、クーラー設置については、どのように対応をされるのか、また、プレハブを建設した後の対応含めて、お考えをお聞きします。

○教育総務課長 広陵中学校につきましては、現在、来年度予算にプレハブ教室のリースを予定したいと考えているところでございます。まず、プレハブ教室のほうには、エアコンが部屋に入ると予定で考えておりますし、現在の普通教室、それから特別教室の活用については、学校側としっかりとした相談はしてませんが、話を伺う中では、学校長とすれば現在の教室のままを使ったほうがいいかなという考えもございますので、今のところ、今回のエアコン導入につきましては、現在ある普通教室、特別教室という考えで、まずは導入をさせていただきたいと思っておりますので、もし、必要に応じて、改修等が今後必要になれば、対応しなかったどんなような形にするか、その後に考えていこうかと思っているところでございます。

○山口恵子委員 特に給食室も、やはり配置する棚とか、中の調理の空間に関しても、かなり厳しい状況、現在

厳しい状況なので、そこはもうエアコンを設置されているんですか。その対応をお聞きします。

○**教育総務課長** 現在、給食室には全学校、調理室にはエアコンが全て導入されております。それから、今後、広陵中学校の生徒がふえて、給食室の対応も、棚が少し足りないとか、そういう話も出ている中で、現在のところ、来年度は給食保管庫を大きなものを入れる予定で検討しているところでございます。今の古くなっている、老朽化している食器保管庫にもなっておりますので、この際、一回り大きなものをそこに設置して、対応していきたいと考えています。

○**山口恵子委員** わかりました。

○**副委員長** 空き教室、各学校ともいろいろあると思うけど、空き教室は対象外になるんだよね。

○**教育総務課長** 実際の、本来、普通教室と特別教室が対象ということの中で、県の担当者に確認すると、普通教室っていうのは、今実際に入っている、お子さんがいる教室だけだと。そうすると、空き教室となっているところは、基本的には対象外になってくるんですが、ただ、学校側、そこを学習室や少人数学級、それからコミュニティースクールで使う、総合的な学習等で活用している場合もございますので、今のところは申請の段階で、それを特別教室扱いとして国のほうへ計上してありますので、一応、交付金の対象にはなっているという内容になってはございます。詳しい交付金の取り扱い要綱が、まだ示されていないものですから、現在のところ答弁とすれば、空き教室は特別教室として活用して、なるべく入れられるところは入れていく考えているところです。

○**副委員長** もう使えないってわかっている教室は入れることはないので、その辺は学校とよく検討して、それは広陵中とか桔梗小みたいに、明らかに生徒数がふえてくるってわかっているところはいいけど、うちみたいに1クラスでいいような、先が見通せてるようなところは、その辺はきちんとやって。

○**教育総務課長** そうですね。その辺の内部で、今検討している中で、今回、特別教室として視聴覚室とか多目的室みたいところは計上してないものですから、それぞれの実施設計に入らないうちで、学校と相談しながら、今回検討させてもらって変えていくことは可能ですので、その対応をしていきたいと思います。

○**委員長** 私のほうからいいですか。発注の関係でお聞きをしたいんですけども、保育園のときは4つぐらいに分けてということだったんですが、これは12億5,000万円近くかかるわけですから、相当のお金になりますので、先ほど課長のほうからの説明でも、電気についてはB級とか、管についてもB級が入るとすれば、入れないような気がするんですけども、そういう場合は、JVみたいなのを検討することができるのかということです。それと、工区はどれぐらい、幾つに分かれるのか。それと、もう一つは、さっき、発注が来年の7月からということだったんですが、電気式の場合はスイッチを入れればできるわけですので、そうは言っても、なかなか全体があれしない限りは運転をしないんでしょうか。それとも、できたほうから進めていくと、運転開始する、そんなようなお考えについてお願いします。

○**教育総務課長** まず、発注方法につきましては、工区を、今、考えているのは、両小野中学校を抜いて、小中あわせて6工区に分けて発注できたらどうかと想定しております。それぞれ学校規模に応じて、なから教室数が平らになるような形での発注を、今、考えているところでございます。それから、JVにつきましては、かける時間的な余裕もあるかどうかということも引っかかってくる中で、今回、お認めいただければCM業者の支援を受けますので、その辺の発注方法についても相談しながら、進めていきたいと考えております。あと、最後に電気式導入はそんなに時間がかからなくたっていうようなお話がありましたが、今回の添付資料につけさせ

ていただきましたので、一番最後のページに導入スケジュールというものがあるんですが、ごらんいただきたい
と思います。小中学校の整備工事っていう黄色い欄があると思いますが、ここにキュービクル製作期間6カ月と
あります。小中学校の規模になりますと、大きな変電設備が必要になってきます。これを実際につくり上げ、設
置するまで、最低でも4カ月から6カ月かかると見込まれています。加えて、全国的にこれが多分必要になって
くるんじゃないかという中では、どうしても7月下旬ぐらいには発注しないと、余裕を持った工期が持てないか
なというところで考えているところです。

○委員長 難しいということですね、どうも。

○教育総務課長 はい。

○委員長 ありがとうございます。

○赤羽委員 いいですか。今の関連ですけれど、8月からっていうと、夏休み中から工事に入るっていうことで
すよね。

○教育総務課長 実際には、入札後契約して、それから準備期間が大体、多分1カ月ぐらい、業者が必要になる
んじゃないかという中では、ことしの夏休みを使ってのエアコン導入が実施が可能かどうかという微妙なところ
だと思います。ですので、保育園、児童館もそうなんです、なるべく平日や土日を使って工事を進めていか
ないと間に合わないかと思しますので、夏休みを使ってっていうところまで、今のところは想定していないので、
もし、使えれば、それが一番早くはなるとは思います。

○副委員長 まず、全国で一斉に発注するもんで、幾ら大きいメーカーでも、そんなに生産台数ってのが、いき
なり、今まで100つくっていたのが200つくってくれてと言っても間に合うわけじゃないもので、多分早い
もの勝ちのような感じになると思うんだけど、一つの方法として、塩尻市が直接メーカーさん、例えばダイキン
とか三菱とか、その専門のメーカーにお願いをして、350なら、350お願いしますっていう方法と、それで
設置業者に設置だけしてもらって、工事費を払うと。それと、工事設置業者に一切任せて、機械も頼んでもらう
と。そういう方法とあるんだけど、その辺はCMさんとよく相談して、これから検討されると思うんだけど、今、
具体的にメーカーサイドなりから、幾らかなりプッシュがあったりとか、そういう状況はありますか。

○教育総務課長 御指摘のとおり、そこら辺、私どもも悩んでいるところの中で、やはりCM業者、頼むことが
できれば、市場調査をした上で一番確実な方法を取っていきたいと考えますが、いつもダイキンさんとかメー
カーの担当者の方にやはり品薄になるような話の中で、数を絞って頼んでみたほうがいいですよ的なお話もあり
ました。ただ、今後やはり1者だけってわけにもいきませんし、CM業者の市場調査の中で、どこのメーカーの
ものなら確実に手に入るかっていうところも、はっきりと把握した上で、考えていきたいと思っております。

○副委員長 御苦労さま。

○委員長 いいですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第13号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第13号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第10号)は、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたい、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

理事者挨拶

○教育長 慎重に審査いただきまして、両議案ともお認めいただき、ありがとうございました。特に学校、保育園、児童館現場のエアコンについては、子供たちの命と、それから学びに直接関係する大切な事業でありますので、慎重に、しかも確実に進めてまいりたいと思いますので、御支援をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会福祉教育委員会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。

午前11時16分 閉会

平成30年12月20日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

塩尻市福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印